

氷見市小規模事業者設備投資促進補助金（能登半島地震災害関連）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市小規模事業者設備投資促進補助金（能登半島地震災害関連）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、令和6年能登半島地震により影響を受けた市内小規模事業者の事業継続及び復興を支援するため、国の小規模事業者持続化補助金（一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）のうち第8次公募まで、または、一般型 通常枠のうち、第19次公募以降）（以下「国の補助金」という。）において不採択となった事業者が、専門家の支援を受けて事業計画を再構築し、実施する設備投資に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、以下の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する小規模事業者であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、業務効率化、生産性向上、省力化又は省人化に資する設備投資に関する事業とする。
2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他の団体が実施する他の補助金等の交付決定を受け、又は受ける見込みである事業は、補助対象外とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。

- (1) 第3条に規定する国の補助金の申請に係る補助申請額
- (2) 100万円

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、氷見市小規模事業者設備投資促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国の補助金の提出書類一式

- (2) (1)の申請金額の根拠となる見積書等の資料
- (3) 国の小規模事業者持続化補助金の不採択通知の写し
- (4) 事業計画等確認書（様式第2号）
- (5) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、氷見市小規模事業者設備投資促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、小規模事業者設備投資促進補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支出内訳書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書の写し等）
- (3) 導入した設備等の設置状況が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査し、相当と認められる場合は、氷見市小規模事業者設備投資促進補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助対象事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この補助金は、令和8年度の予算に係る事業に限り適用し、令和9年3月31日をもって廃止する。